# キルギス共和国憲法

(2021年4月11日付国民投票にて採択/2021年5月5日付大統領署名・施行)

## <前文>

我々、キルギス共和国国民は、 自らの運命を決める権利に基づき、 法の支配、正義と平等を確保するため、 真の人民権力の基盤を確認し、

祖先の伝統に対する忠誠を守り、英雄マナスの遺訓に従って 統一、平和と和合、自然との調和の中で生を営み、 キルギス共和国の人々の権利と利益を確立し、 国家の維持・強化という揺るぎない意志を表明し、 人権および市民の権利と自由の保護・尊重に対する忠義を再確認し、 普遍的な原則や価値を認識し、

社会正義、経済的繁栄、教育・科学・精神性の発展を希求し、 国民の自由のために命を捧げた英雄たちの記憶に敬意を表し、 現在および将来の世代に対する祖国への責任を自覚して、本憲法を採択する。

# 第1章 憲法体系の基盤

### <第1節 憲法体系の政治的基盤>

#### 第1条

- 第1項 キルギス共和国(キルギスタン)は、独立し、主権を有し、民主的、単一の法治国家であり、 世俗的、社会的な国家である。
- 第2項 キルギス共和国の主権は制限されず、その領土全体に及ぶ。
- 第3項 キルギス共和国は内外政策を独自に実施する。
- 第4項 キルギス共和国国民は主権の担い手であり、国家権力の唯一の源泉である。
- 第5項 キルギスタン国民は、キルギス共和国市民たる全ての民族によって形成される。
- 第6項 大統領及び共和国議会は、キルギス国民を代表して発言する権利を有する。

#### 第2条

- 第1項 憲法体系の基礎を独自に決定する権利はキルギス共和国国民の主権である。
- 第2項 キルギス共和国の人民権力は、全ての権力の国民への帰属、国民の権利・人権・自由の 保護、国務・社会運営への自由かつ現実的な参画の原則に基づく。
- 第3項 キルギス共和国国民は、選挙及び国民投票(全国民投票)を通じて直接に、また、キルギス 共和国憲法及び諸法に基づき国家機関及び地方自治機関システムを通じて、自己の権力

を行使する。

- 第4項 選挙及び国民投票は、秘密投票により自由で普通かつ平等な直接選挙権を基礎として実施される。選挙権は18歳以上のキルギス共和国国民がこれを有する。
- 第5項 諸法及び国家的意義を有する他の諸事項は国民投票に付され得る。国民投票実施規則は 憲法法により規定される。
- 第6項 法律で禁止されている財政的、行政的、その他の資源を利用して、有権者の自由な選択に 影響を与えることは禁止されている。

### 第3条

- 第1項 キルギス共和国の領土は、その国境において不可分かつ不可侵である。
- 第2項 国家統治及び地方自治を組織するため、キルギス共和国の領土は、法律により規定される 行政的地域単位に区分される。

# 第4条

キルギス共和国において国家権力は、以下の諸原則を基礎とする。

- ・全国民によって選出された大統領及び共和国議会によって代表され且つ保障される国民の権力 の最高性
- ・行政、立法、司法の各部門への分立及びそれらの調整された機能と相互作用
- ・国家機関及び地方自治体の開放性、それら機関又はその官吏の国民の利益のための権力の行使
- 国家機関及び地方自治体の権限・機能の分割
- 国家および地方公務員の汚職の条件を創り出す行為(無為)の禁止
- ・国家機関及び地方自治体の機関又はその官吏の国民に対する憲法・法的、またその他の責任

### 第5条

- 第1項 国家及び国家機関は、社会の一部ではなく、社会全体に奉仕する。
- 第2項 国家権力の強制的な簒奪及び違法な確保、国家機関、地方自治機関及びその官吏の権力奪取を目的とした行動は許可されない。
  - 国家権力の簒奪は極めて重犯罪である。

#### 第6条

- 第1項 本憲法は、キルギス共和国において最高の法的効力を有し、直接的な効力を有する。
- 第2項 憲法法、法律その他の規範法令は、憲法に基づき採択される。
- 第3項 普遍的国際法の原則と規範、又はキルギス法律に従い発効した国際条約は、キルギス共和国の法制度の構成要素の一部である。
  - 国際条約、一般に認められた原則及び国際法規範の秩序及び適応条件は、法律によって定められる。
- 第4項 諸法及び他の法的文書が発効するためには、それらは公布されなければならない。

第5項 新たな義務或いは責任を規定する諸法或いは他の法的決定は遡及的効力を有しない。

### 第7条

第1項 人民クルルタイは、公的な代表者集会である。

人民クルルタイは審議・監視機関であり、社会発展方針における勧告を行う。

第2項 人民クルルタイの組織・活動の手順は憲法及び憲法法により定められる。

### 第8条

- 第1項 キルギス共和国では、自己の権利・自由の保護、その他に係る国民及び市民利益の充足を根拠として政党、労働組合、その他市民団体を設立することができる。
- 第2項 政党は社会の多様な層や集団の多種多様な政治的意思の表出を支援する。
- 第3項 キルギス共和国では以下は禁止される。
  - (1)国・地方機関・組織内での政党組織の形成・活動、国家公務員・地方公務員による公務外での活動を除く政党活動の実施
  - (2)軍人、治安機関職員及び裁判官の政党への所属、特定政党を支持する発言
  - (3)宗教的或いは民族的基盤に基づく政党の創設、宗教組織による政治的諸目的の追求
  - (4)市民の団結による武装組織の創設
  - (5)憲法体系の暴力的変更、国家安全保障への毀損、社会・人種・民族間・地域的不和の扇動をその活動目的とする政党、社会的及び宗教的組織、その事務所及び支部の機能
- 第4項 政党、労働組合及びその他の社会団体は、それら財務・経済活動の透明性を確保する。

#### 第9条

- 第1項 キルギス共和国においては、如何なる宗教も国家宗教とまたは義務的宗教と定められない。
- 第2項 宗教及びあらゆる信仰は国家と分離される。
- 第3項 宗教団体或いは信仰者による国家権力機関の活動への干渉は禁止される。

#### 第10条

- 第1項 マスメディアは、国家機関および地方自治体が保有する情報にアクセスする権利、それら 発信、自由に見解を表現する権利を保障される。
- 第2項 キルギス共和国では検閲は認められない。マスメディアは自由であり、法律に従って自らの 活動を遂行する。
- 第3項 キルギス共和国において情報セキュリティは国家によって保護されている。
- 第4項 若い世代を守るために、道徳的・倫理的価値観、又は国民の公共的良心に反する活動は 法律で制限され得る。
- 第5項 制限活動目録及び情報閲覧・拡散制限目録は法律によって定められる。

### 第11条

第1項 キルギス共和国は、領土拡大、侵略及び他の軍事的目標を有さない。

キルギス共和国軍は、自衛及び専守防衛の原則に従って形成される。

- 第2項 戦争遂行権は、キルギス共和国に対する侵略の場合、並びに、集団防衛義務と関連した 他国に対する侵略の場合を除き、認められない。軍のキルギス共和国領外への移転の個 別事案に対する許可は、共和国議会の総数の3分の2以上の多数決により採択される。
- 第3項 国内の政治的目的の達成のためのキルギス共和国軍の使用は禁じられる。
- 第4項 キルギス共和国は、他国との調和と正義の共存を目指し、互恵的協力、並びに、平和的手段による全世界的問題及び地域的問題の解決を希求する。

### 第12条

キルギス共和国における非常事態、緊急事態及び戦争状態は、本憲法及び法律に規定される場合及び手続きに則り導入される。

### 第13条

- 第1項 キルギス語はキルギス共和国の国語である。 国語の使用の手続きは、憲法法に規定される。
- 第2項 キルギス共和国では、公用語としてロシア語が使用される。
- 第3項 キルギス共和国の国民を構成する全ての民族の代表に対し、母語の保全、学習及び発展のための条件を整備する権利が保障される。

#### 第14条

- 第1項 キルギス共和国は、国家の象徴たる国旗、国章、国歌を有する。それらの詳細及び公の利用の手続きは法律がこれを定める。
- 第2項 ビシュケク市はキルギス共和国の首都である。 ビシュケク市及びオシュ市は国家的重要性を有する都市であり、国家的重要性を有する都 市の地位は法律により規定される。
- 第3項 キルギス共和国の通貨単位は、ソムである。

### <第2節 憲法体系の社会・経済的基盤>

#### 第15条

- 第1項 キルギス共和国では、私有、国有、公有及びその他の形態の所有に対する平等な保護が 保証される。
- 第2項 財産は不可侵である。何人も恣意的に自己の財産を剥奪されない。相続権が保障される。 財産の剥奪は所有者の自由意思を除いては法律により規定する手続きによって裁判所の 決定のみ許される。

法律によって明確化された社会的及び国家必要性のための財産の接収は、当該財産及び接収によってもたらされる他の損害の価値の賠償の公正かつ事前の保障のもとで、裁判所の決定に基づき行われる。

- 第3項 私人或いは法人の所有する財産の国有財産への変更(国有化)は、法律に基づき且つ同財産価値或いはその他の損害の補償をもって行われる。
- 第4項 キルギス共和国は、自国の私人及び法人の財産、並びに外国領土に存在するその財産を保護する。
- 第5項 歴史的建造物、建築、考古学物及び発見物は国有財産であり、法律によって保護される。

### 第16条

- 第1項 土地、その地下、上空、水域、森林、牧草地、植物界及び動物界、その他の天然資源は、 キルギス共和国の排他的な財産である。
- 第2項 土地及び天然資源はキルギス共和国国民の生活及び活動の基盤として利用され、単一の 環境制度の保全のために、国家の監視及び特別の保護下にある。
- 第3項 土地は、放牧用地及び森林を除き、私有及び公有所有形態をとることができる。 土地は外国市民及び外資系法人の私有所有形態をとることができない。
- 第4項 地権者の権利保護の保証は法律により定められる。

# 第17条

- 第1項 キルギス共和国は多様な経済活動の発展のための条件を作りだし、国民経済の利益を保護する。
- 第2項 キルギス共和国の経済社会発展分野は、国家計画に反映される。
- 第3項 国は、法律により規定された手続に則り、投資および投資活動主体の保護を保証する。

#### 第18条

- 第1項 キルギス共和国の国家予算は、共和国予算及び地方予算から構成され、国家の歳出及び 歳入に分けられる。
- 第2項 キルギス共和国領土内には、単一の税制度が効力を有する。税の制定権は共和国議会に 属する。新しい税を制定し、納税者の立場を不利にする法律は、遡及的効力を有さない。

#### 第19条

- 第1項 国は、国民の福祉と社会的保護に配慮する。
- 第2項 キルギス共和国は、社会的弱者支援、労働及び健康の保全を保障する。
- 第3項 キルギス共和国は、社会サービス及び医療サービス・システムを発展させ、国家年金、給付、及びその他の社会的保護を保障する。

# 第20条

- 第1項 家族は、社会の基盤である。家族、父性、母性、子どもは、社会及び国家の保護の対象である。
- 第2項 父、母への尊敬及び世話は子の神聖なる義務である。
- 第3項 キルギス共和国の最も重要な価値は子である。国家は、子の十分な精神的、道徳的、知的、

身体的な育成を促す条件を整えることを通じて子に愛国心と公民意識を育む。

# <第3節 社会の精神・文化的基盤>

### 第21条

- 第1項 国家は、人権及び自由を侵害しない習慣と伝統の保存とキルギス国民の文化の発展に留意する。
- 第2項 高齢者への尊敬や、年少世代への尊敬は国民の高潔なる伝統である。
- 第3項 キルギス共和国は、キルギス国民の歴史的、物質的、精神的遺産を保護する。
- 第4項 国家は、民族間および宗派間の調和を保障する。

# 第22条

- 第1項 社会と国家の発展は、科学的研究、現代技術、技術革新に基づく。
- 第2項 国家は、教育機関の所有形態を問わず、すべての教育の種類や形態を支援する。 国家は、各生徒、教育質の向上、教育職員の地位の向上を重視する。 国家は、公的教育機関の活動に対して、資金を調達し、物的・技術的な支援を行う。
- 第3項 国家は、科学の発展、科学と創造の発展、科学と技術の成果、発見、技術革新及び発明を 促進する。
  - 国家は、科学機関及び組織に資金を提供し、支援するとともに、その発展戦略を実施する。
- 第4項 国家は、科学技術の進歩に貢献する科学・教育分野のスタッフの認証を確保する。
- 第5項 キルギス共和国科学アカデミーは、継続性及び科学的進歩の原則に基づき、基礎科学と 応用科学の分野での方向性を決定する。

# 第2章 人間と国民の権利、自由及び義務

### <第1節 基本原則>

#### 第23条

- 第1項 基本的人権及び自由は簒奪することができず、生まれながらにして各人に帰属する。それらは絶対的なものとして簒奪することができず、法律と裁判所によって保護されている。 人権及び自由はキルギス共和国の最高の価値を有する。これらは直接的に効力を有し、立法機関、行政機関及び地方自治機関の活動の意義と内容を明確化する。
- 第2項 人間及び国民の権利及び自由は、国家安全保障、社会秩序、健康及び国民の倫理の保護、 他者の権利及び自由の保護を目的として、憲法及び法律によって制限されることがある。 また、軍務その他の公務の特殊性を考慮して、かかる制限を課すことができる。導入される 制限はその目的と均衡するものでなければならない。
- 第3項 人権と市民の権利及び自由を制限する条例の採択は禁止されている。
- 第4項 法律によって、本憲法の規定する目的と程度を超えて権利及び自由の制限を設定すること

はできない。

第5項 本憲法が規定する人間の権利及び自由はいかなる制限にも付されない。

第6項 憲法が規定する禁止の保証はいかなる制限にも付されない。

## 第24条

第1項 キルギス共和国は、国家の領土内に所在し管轄権のもとにあるあらゆる者を尊重し、権利と自由の保護を保障する。

何人も、性別、人種、言語、身体的不自由、民族的属性、信仰、年齢、政治的或いは他の 信条、教育、出自、財産上或いはその他の状態、ならびにその他の状況に基づき差別の対 象となってはならない。

差別を犯した者は、法律の定めるところにより責任を負う。

国際的義務に従い、多様な社会集団のために機会均等の保障を目的とする法定の特別な措置は、差別としてみなされない。

第2項 キルギス共和国においては、何人も法律と裁判所の下に平等である。

第3項 キルギス共和国においては、男性及び女性は同等の権利、自由、自己実現のための同等の可能性を有する。

### <第2節 個人の権利と自由>

### 第25条

- 第1項 キルギス共和国において各人は固有の生存権を有する。人の生命及び健康を侵害しては ならない。何人も恣意的に生命を剥奪されない。死刑は禁止される。
- 第2項 各人は、必要防衛範囲内で不法な侵害から自己の生命及び健康並びに他人の生命及び 健康を保護する権利を有する。

#### 第26条

- 第1項 家庭は、法律によって規定された婚姻年齢に達した男性と女性間の自発的な結合と、両者 の間での婚姻登録を基盤に形成される。いかなる婚姻も婚姻を行う者の相互の合意なしに 締結され得ない。婚姻は国家により登録される。
- 第2項 子供の世話と育成は、父および母としての権利と義務である。労働可能者および成年は、 親の世話をする義務を有する。
- 第3項 夫婦は、婚姻と家庭に関し同等の権利と義務を有する。

# 第27条

- 第1項 子は、その肉体的、知的、精神的、道徳的、社会的成長のために不可欠な生活水準に対する権利を有する。
- 第2項 キルギス共和国において、子どもにとっての最善の利益の原則が適用される。
- 第3項 子の成長のために不可欠な生活水準を保障する責任は、各両親或いは保護者及び補佐

人が負う。

第4項 国家は、孤児及び親の世話を受けない子の扶養、教育を18歳まで保障する。また、無料で中等・高等職業教育を受ける可能性が付与される。彼らには社会保障給付が提供される。

### 第28条

- 第1項 キルギス共和国において、奴隷制及び人身売買は許されない。
- 第2項 児童労働の搾取は禁止される。
- 第3項 強制的労働は、戦争、自然災害及び他の緊急的状況による被害の除去の場合であり、裁判所の決定の履行手続きに基づく場合を除いて、禁止される。 戦争或いは右への代替として(軍隊外で)行われる公務への徴用は、強制的労働とはみな

戦争或いは右への代替として(単隊外で)行われる公務への倒用は、強制的労働とはみんされない。

### 第29条

- 第1項 各人は私的生活の不可侵、名誉と尊厳の保護に対する権利を有する。 キルギス共和国において、人間の尊厳は絶対であり、不可侵である。
- 第2項 何人も、個人の名誉及び尊厳を損ない、傷つける情報の流布に対して刑事訴追を受けない。
- 第3項 各人は信書、電話及びその他の会話、郵便、電報、電子或いはその他の通信の秘密に 対する権利を有する。これらの権利の制限は法律に従って、また、司法決定を根拠として のみ行われる。
- 第4項 法律によって規定される場合を除き、本人の同意無しでの秘密情報及び個人の私的生活に係る情報の収集、保存、利用及び流布は許容されない。
- 第5項 秘密情報及び個人の私的生活に関する情報の非合法な収集、保存、流布からの保護は、司法的な保護も含めて各人に保証され、また、非合法的な措置によってもたらされる物的及び精神的損害の賠償を受ける権利が保証される。

#### 第30条

- 第1項 各人は、自己に所有権及びその他の権利が帰属する住居及びその他建造物への不可侵 の権利を有する。何人も、使用者の意思に反して住居及びその他建造物へ侵入することは できない。
- 第2項 捜査、押収、査察及びその他の行為の遂行、並びに、所有権またはその他の権利に属する 住居及びその他建造物への公権力の侵入は、裁判所の令状に基づく場合のみ許容される。
- 第3項 法律に規定された場合には、裁判所の令状無しに、捜査、押収、査察及びその他の行為を遂行し、並びに、所有権及びその他の権利に属する住居及びその他建造物への公権力の 侵入が許容される。行為の合法性及び妥当性は、裁判所によって審議される。
- 第4項 本条文によって規定される保障及び制限は、法人に対しても適用される。

### 第31条

- 第1項 各人は、キルギス共和国の領土内で自由に移動し、滞在地及び居住地を選択する権利を 有する。
- 第2項 キルギス共和国の国民は、キルギス共和国の領土外に自由に出国し、自由に帰国する権利を有する。出国の権利の制限は、法律に基づいてのみ認められている。 キルギス国民の自由の帰国に対する権利は、制限対象とならない。

### 第32条

- 第1項 各人は、思想及び意見の自由を有する。
- 第2項 各人は、自己の意見を表明する自由、言論及び出版の自由を有する。
- 第3項 何人も、自己の意見の表明及びその放棄を強制されない。
- 第4項 国民的、人種的及び宗教的憎悪、並びに、差別、敵意及び暴力を招くような性別及びその他の社会的優越性に係るプロパガンダは、これを禁じる。

### 第33条

- 第1項 各人は、情報を自由に探索し、受領し、保管し、使用すると共に、当該情報を口頭、書面及びその他の方法で発信する権利を有する。
- 第2項 各人は、国家機関、地方自治機関、公共施設及び機関において、自己に関する情報を知る 権利を有する。
- 第3項 各人は、国家機関、地方自治機関及びその官吏の活動、国家機関及び地方自治機関が参画する法人の活動、並びに、共和国予算及び地方予算によって資金提供を受ける組織の活動に関する情報を得る権利を有する。
- 第4項 各人は、国家機関、地方自治機関及びその官吏の管轄下にある情報を閲覧する権利を保障される。情報の提供を受ける手続きは法律によって規定される。

#### 第34条

- 第1項 各人は、良心及び信教の自由を保障される。
- 第2項 各人は、個別に或いは他者と共に如何なる宗教をも信仰し、また如何なる宗教をも信仰しない権利を有する。
- 第3項 各人は、宗教的及びその他信条を自由に選択し、保有する権利を有する。
- 第4項 何人も、自己の宗教的及びその他信条の告白及びその放棄を強制されない。

#### 第35条

各人は、国家機関、地方自治機関及び官吏の職務遂行に際する非合法的行為(不作為)によって 被った損害の賠償を国家から受ける権利を有する。

### 第36条

各人は、自由に団結する権利を有する。

### <第3節 政治的権利>

### 第37条

- 第1項 キルギス共和国国民は、国家権力機関及び地方自治機関を選出し、選出され、また国民 投票に参加する権利を有する。
- 第2項 キルギス共和国国民は、公務や国務の運営に直接、また代表者を通じて参加する権利を 有する。
- 第3項 キルギス共和国国民は、国家公務員及び地方公務員の職に就く際、昇進する際に、法律によって規定された手続きに基づき、平等の権利及び可能性を有する。
- 第4項 キルギス共和国国民は、国家及び地方にとって重要な法律や決定における議論及び採択 に参加する権利を有する。
- 第5項 各人は、法律で定められた期間内に適切な回答を提示する義務を負う国家機関、地方自 治機関及びその官吏に対し、申し入れを行う権利を有する。
- 第6項 国民は、共和国予算及び地方自治予算の編成に参加するとともに、予算の実際の使途に 関する情報を得る権利を有する。

#### 第38条

他国の国籍を有するキルギス共和国の国民は、国政に関わる職務及び特別国政職に就く権利を有しない。本制約は、法律によって他の国家機関の職にも適用される可能性がある。

#### 第39条

- 第1項 各人は、自由に平和的集会を行う権利を有する。何人も、集会への参加を強制されない。
- 第2項 各人は、平和的集会の開催を保障するために、国家機関及び地方自治体に対し通知する 権利を有する。
- 第3項 平和的集会の主催者及び参加者は平和的集会開催の通知の欠如、通知様態様、内容、提出期限の違反に対し責任を負わない。
- 第4項 平和的集会の主催・実施は、法律により規定される。

#### <第4節 経済的・社会的権利>

#### 第40条

各人は、自己の活動の結果得た財産を所有、使用及び管理する権利を有する。

#### 第41条

各人は、経済的自由の権利を有し、自己の能力と財産を法律により禁止されていない如何なる 経済活動に対しても自由に利用する権利を有する。

### 第42条

- 第1項 各人は、労働の自由に対する権利、自己の労働能力を使用する権利、職業及び職種を選択する権利、警備と安全及び衛生要件を満たす労働条件に対する権利、並びに、労働に対し法律に定められた最低生活費を下回らない報酬を受け取る権利を有する。
- 第2項 各人は、休息の権利を有する。
- 第3項 労働の最長継続時間、毎週の最小の休息及び毎年の有給休暇、及びその他の基本的な 条件は法律により規定される。
- 第4項 各人は、ストライキの権利を有する。ストライキの手順や条件は法律により定められる。

#### 第43条

- 第1項 各人は、健康を維持する権利及び健康保険の権利を有する。健康保険の条件は、法律により規定される。
- 第2項 国家は、各人に資する医療サービスのための条件を整え、国営、公営、私営の保健分野の 発展ための諸条件を創設する。
  - 国家は、医療機関職員のために必要な条件を整備し、その社会的保護を確保する。
- 第3項 国民は、国家保健機関のネットワークを自由に利用する権利を有する。 優遇条件を含む医療は、法律で定められた国家保証の範囲内で、国の費用負担で提供される。
- 第4項 国民の生命と健康に危険を及ぼす事実と事態の管理による隠蔽は、法律に定められた責任を伴う。
- 第5項 市民の有償医療は、法律で定められた手続き及び方法で認められる。

### 第44条

- 第1項 キルギス共和国において、老齢及び病気、労働能力喪失の際、扶養者の喪失、障害の場合には、法律に従い社会的に保障されている。
- 第2項 年金、社会保障は、国の経済的可能性にしたがい、法律により規定された最低生活費を下回らない生活水準を保障する。
- 第3項 国家は、障害者の及び権と市民権、自由の完全かつ平等な享受、差別のない社会的統合、 障害者が利用しやすい環境の整備および生活の質の向上に基づき、障害者の社会的保護 制度の機能を確保する。
- 第4項 自発的な社会保険及び社会保障を補完する制度への加入はこれを奨励する。
- 第5項 国家の社会的活動は、国民の経済的自由、及び国民が自己及び家族の経済的な福祉を自ら追求する積極性及び可能性を制限するような国家的監督の形式をとってはならない。

#### 第45条

- 第1項 各人は、住居に対する権利を有する。
- 第2項 何人も、恣意的に住居を剥奪されない。
- 第3項 国家機関、地方自治機関は住宅建設を奨励し、住居に対する権利を実現する条件を創設

する。

第4項 住居は、貧困層及びその他必要とする者に対しては国家機関、地方自治機関及びその他 住宅基金、または法律により規定される事由及び規則により社会施設により提供される。

### 第46条

- 第1項 各人は教育を受ける権利を有する。
- 第2項 主たる普通教育は義務教育である。
- 第3項 各人は、国立教育機関において主たる就学前教育,普通教育及び中等普通教育,初期職業教育を無料で受ける権利を有する。
- 第4項 国家は、各国民が就学前から主たる普通教育の終了までの間、国家語、公用語及び一つ の外国語を勉強できる環境を整備する。
- 第5項 国家は、国立、公立、私立の教育施設発展のための環境を整備する。
- 第6項 国家は、体育及びスポーツの発展のための環境を整備する。
- 第7項 国家は、法律に規定された手続きにより、国民の専門技能の向上を支援する。

### 第47条

- 第1項 キルギス共和国においては、青年に対する霊的・文化的・道徳的・身体的発達の権利が保証される。
- 第2項 国家は、若年者の教育・雇用に必要な条件づくり・青年家庭対支援・政治的、社会的、経済 的、文化的等の分野における青年の自由参加に向けた青年政策を実地する。

#### 第48条

- 第1項 自己実現及び自己啓発を目的とする芸術、学問、技術及びその他の種類の創作及び教授の自由は、各人に保障される。各人は、その興味や能力に応じて、あらゆる種類の創作活動を行う権利を有する。
- 第2項 各人は、文化的生活に参画し、文化的資産に接する権利を有する。
- 第3項 国家は、国民の法文化及び法意識の強化に向けた環境を整備する。
- 第4項 知的財産は法律によって保護される。

#### 第49条

- 第1項 各人は、生命及び健康に資する環境に対する権利を有する。
- 第2項 各人は、資源利用分野における諸作用が健康及び財産にもたらす損害に対して賠償を要求する権利を有する。
- 第3項 各人は、自然環境、植物界及び動物界に配慮を以って接する義務を負う。

#### 第50条

各人は、法律により定められた場合に、また法率により定めされた手続きにより、税及び徴収金を 支払う義務を負う。

### <第5節 国籍。国民の権利と義務>

### 第51条

- 第1項 キルギス共和国の市民権は、個人と国家との安定した法的結合であり、相互の権利と義務 の総体として表現される。
- 第2項 いかなる国民も自らの国籍を剥奪されることはない。キルギス共和国国民は、法律及びキルギス共和国が加盟する国際条約に従い、他の国籍への帰属が認められる。
- 第3項 キルギスタンの人々との関係を証明した人は誰でも、簡素化された手続きを経て、キルギス 共和国の国籍を取得する権利を有する。

キルギス共和国の領域外に居住するあらゆるキルギス系民族は、他国の国籍の有無によらず、簡素化された手続きを経て、キルギス共和国の国籍を取得する権利を有する。 キルギス共和国の国籍を付与する手続き及び条件は法律によって規定される。

- 第4項 キルギス共和国の旅券パスポートは国の所有物である。
- 第5項 キルギス共和国国民は、共和国領土から追放されず、他国に引き渡されない。
- 第6項 キルギス共和国は、国外において、自国民の保護及び庇護を保障する。
- 第7項 キルギス共和国国民であった外国人及び無国籍者は、簡易的な手続きで滞在許可証を取得する権利を有する。

#### 第52条

- 第1項 キルギス共和国において、外国人及び無国籍の者は、法律の定めるところにより発効した 法律或いはキルギス共和国が加盟する国際条約によって規定される場合を除き、権利を享 有し、キルギス共和国民と同等に義務を履行する。
- 第2項 キルギス共和国は、国際的義務に従い、政治的動機に基づいて訴追され、或いは人権及び自由の違反を動機として追求される外国人及び無国籍の者に対して、政治的庇護を提供する。

政治庇護を受けた者は他国に送還され得ない。

#### 第53条

- 第1項 社会的行動のルールや規範を守り、社会の利益を尊重することは、各人の義務である。自 分の権利と自由の行使は、他人の権利と自由を侵害してはならない。
- 第2項 各人は、本憲法及び法律によって禁止される場合を除き、あらゆる行動及び活動を行う権利を有する。
- 第3項 各人は、憲法と法律を遵守し、他人の権利、自由、名誉、尊厳を尊重する義務を負う。

#### 第54条

- 第1項 祖国の防衛は、キルギス共和国国民の神聖な義務である。
- 第2項 キルギス国民は法律で定められた制限と条件の範囲内で兵役義務を負う。

国民の兵役の免除、または、他の代わりの任務による代替の事由及び手続きは法律によって規定される。

# <第6節 人間と国民の権利・自由の保障>

### 第55条

キルギス共和国においては、国際法で一般に認められた諸原則及び規範、並びに法律により規定された手続きにより発行し、キルギス共和国が加盟する国際条約に従って、基本的人権と市民権と自由が認められ、保証される。

# 第56条

- 第1項 国は、本憲法及び法律に定める国民の権利及び自由を保障する。
- 第2項 キルギス共和国において、人間の権利と自由を否定或いは過小評価する法律は、これを 採択してはならない。
- 第3項 個人の身体的及び道徳的不可侵にかかる制限は、犯した犯罪に対する罰として裁判所が 有罪判決を下した場合にのみ、法律に基づいて認められる。
- 第4項 何人も、拷問及び他の非人道的、過激或いは尊厳を害する類の対応或いは刑罰に付されない。
- 第5項 自由を剥奪された各人は、人間的尊厳を卑下しない形で人道的な扱いを受ける権利を有 する。
- 第6項 然るべき態様にて表明され且つ証明される自発的同意を伴わない医学的、生物学的、心理学的人体実験は、禁止される。

#### 第57条

- 第1項 各人は、法律によって規定される手続きに基づき有罪性が証明され、裁判所の判決の法的 効力の発効により有罪が確定するまで、犯罪及び/または不行跡行為については罪が無い ものとみなされる。
  - 本原則の違反は、裁判所を通じた物的且つ精神的損害の賠償の根拠となる。
- 第2項 何人も自己の無罪性を証明する義務を負わない。あらゆる有罪性の嫌疑は被疑者の利益 に資するべく解釈される。
- 第3項 何人も自己の罪の自白のみをもって有罪判決を受けない。
- 第4項 有罪の挙証責任は告訴人に課される。法律に違反して得られた証拠は、容疑の立証及び 司法決定に利用することはできない。
- 第5項 何人も自己、自己の配偶者、法律によって規定される範囲内の親族について、不利な証言 や証拠を出す義務を負わない。

### 第58条

第1項 各人は、法律が規定する場合には陪審員の参加する裁判による審理を受ける権利を有す

る。

- 第2項 既決囚は、恩赦及び刑罰の軽減を要請する権利を有する。
- 第3項 何人も同一の違法行為のために二度にわたって法的責任を負わない。
- 第4項 既決囚は、法律に従ってより上位の司法機関による審査を要求する権利を有する。
- 第5項 各人は、法律で定められた手続きに基づき発効した国際約束に従って、侵害された権利と 自由の保護を求めて人権に関する国際機関に申し立てる権利を有する。

### 第59条

- 第1項 各人は自由及び個人的不可侵に対する権利を有する。
- 第2項 何人も、当人が民法上の義務を履行できないことのみを理由として自由を剥奪されない。
- 第3項 何人も、裁判所の決定に基づく場合であり、法律に規定される根拠及び事例に該当する場合を除いて、逮捕され、拘束され、拘禁され、自由を剥奪されない。
- 第4項 何人も、裁判所の決定なしに48時間以上拘禁されない。

被懲罰者は、迅速に、また如何なる場合であっても拘束の時点から48時間が経過する前に、拘束の合法性及び妥当性の問題の解決のために裁判所に移送されなければならない。 拘禁の根拠が崩れた場合には、迅速に解放されなければならない。

個別のケースにおいては法律によってより短期の拘束が規定され得る。

第5項 被拘禁者に対しては、迅速に拘禁の動機が通知され、権利を含む同人の権利について説明され、担保されなければならない。

自由剥奪の時点から、同人へは安全が確保され、自己を自ら保護し、弁護士の専門的な法的支援を利用し、医療検査及び医師の支援を受ける可能性が提供される。

第6項 本条の規定に違反して拘束・拘禁の被害に遭った各人は、法律で定められた方法及び金額 の補償を国から補償を受ける権利を有する。

故意に違法かつ不当な拘束・拘禁が確認された場合、関係者は刑事責任を問われる。

#### 第60条

- 第1項 個人の責任を設定或いは増大する法律は、遡及的効力を有さない。何人も、実行時点で法 律違反とされていない行為に対して責任を有さない。法律違反行為の遂行後に同行為に対 する責任が撤廃或いは緩和された場合、新たな法律が適用される。
- 第2項 責任を設定する刑法は、類推適用されない。

#### 第61条

- 第1項 各人は、本憲法、法律、キルギス共和国が加盟する国際条約、国際法上一般的に認められた諸原則及び規範によって規定された権利及び自由の司法的保護を保障される。
- 第2項 各人は、法律によって禁止されていないあらゆる手段によって、自己の権利と自由を擁護し、 侵害された権利を回復する権利を有する。
- 第3項 国家は、人間及び市民の権利・自由の擁護に係る法廷外及び訴訟の前段階的な手法、形態及び手段の発展を保障する。

民事の権利関係から発生した紛争を裁判所外で解決するため、仲裁裁判所を設立することが可能である。仲裁裁判所の権限、設置及び活動に関する規則は法律により定める。

第4項 各人は、専門的な法的支援を受ける権利を有する。法律によって規定される場合には、国家の負担による法的支援が提供される。

#### 第62条

- 第1項 国は、人権、自由及び義務に関する法律及びその他の規範的な法律の公表を保証し、これはその適用の前提条件となる。
- 第2項 憲法によって規定される権利及び自由はこれに尽きるものではなく、また、一般に認められた他の人権及び自由に対する否定或いは過小評価として解釈されてはならない。

### 第63条

- 第1項 言論、出版、メディアの自由を制限する法律の採択は禁止される。
- 第2項 各人は、個人情報の保護を保証される。

国民の個人情報へのアクセスおよび取得は、法律で定められた場合にのみ遂行される。

### 第64条

弁護士の自律的な職業的共同体としての弁護士会の組織及び活動、弁護士の権利、義務及び 責任は法律により規定される。

#### 第65条

キルギス共和国において、人権及び自由を損なわない民族的な習慣及び慣例は、国家によって 擁護される。

# 第3章 国家権力機関

# <第1節 キルギス共和国大統領>

#### 第66条

- 第1項 大統領は国家元首、最高官吏であり、キルギス共和国の行政府を率いる。
- 第2項 大統領は、国民と国家権力の一致を保障する。
- 第3項 大統領は、憲法、個人および国民の権利と自由の保証人である。
- 第4項 大統領は、国家の内外政策の主要な方向性を決定する。国家権力の統一と、国家機関の調和および相互作用を保障する。
- 第5項 大統領は、国内及び国際関係においてキルギス共和国を代表する。キルギス共和国の主権と領土一体性を保護するための措置を講じる。

### 第67条

第1項 大統領は、キルギス共和国の国民によって5年間選出される。

第2項 同一人物が二期を超えて大統領になることはできない。

### 第68条

- 第1項 大統領には、国語を使用することができ、計15年以上共和国内で居住歴を有する35歳に 達したキルギス国籍者が選出され得る。
- 第2項 大統領候補者数は制限されない。大統領候補者には、国家全体の開発計画を提出し、3万 人以上の有権者の署名を集めた者が登録され得る。

大統領選挙の手続きは、憲法法の定めるところによる。

### 第69条

第1項 大統領は、就任の際、キルギス共和国国民に宣誓するものとする。

第2項 大統領の全権、新たに選出された大統領が就任した時点で終了する。

第3項 大統領は自らの任期中、政党への所属及び政党活動に関連する如何なる行動をも停止する。

### 第70条

### 第1項 大統領は、

- (1)内閣の機構及び構成を規定する。
- (2) 共和国議会の同意を得て、内閣の長、その代理、その他の閣僚を任命する。
- (3)内閣の長、その代理、閣僚の辞表を受理し、辞任を決定する。
- (4) 閣僚及び行政府長官を、自らの意思、あるいは共和国議会、人民クルルタイの提案を考慮しつつ法律の枠内で解任する。
- (5)他の行政機関の長を任命・解任する。
- (6)地方国家行政府の長を任命・解任する。
- (7)大統領府を設置する。
- (8) 安全保障理事会を設置し、議長を務める。
- (9) 国務長官を任命・解任する。
- (10)児童の権利オンブズマンを任命・解任する。

#### 第2項 大統領は、

- (1)自らの意思、または有権者30万人以上の意思、または共和国議会総議員の過半数の意思により、国民投票の規定に係る決定を行う。
- (2)憲法に定める場合において、共和国議会選挙を公示する。憲法に定める方法及び場合において、共和国議会の期限前選挙の公示を決定する。
- (3)地方議会選挙を公示する。本憲法に定める場合及び方法により地方議会を解散し、地方議会の期限前選挙を公示する。

#### 第3項 大統領は、

- (1)共和国議会に法案を提出する。
- (2)法令に署名して公布し、共和国議会に異議を唱えて法令を差し戻す。
- (3)国の情勢及び国家内外政策の主要方針に関する国民、共和国議会、人民クルルタイ向け 年次教書演説を行う。
- (4)年毎に共和国議会に対して自らの活動情報を提供する。
- (5)必要に応じて共和国議会臨時会合を招集し、検討すべき事項を決定する権利を有する。
- (6) 共和国議会と人民クルルタイの会合にて発言する権利を有する。

### 第4項 大統領は、

- (1)司法委員会の提案に基づき、憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官職に就任するための 候補者を共和国議会に提示する。
- (2)本憲法及び憲法関連法令に規定する場合において、裁判官会議の提案に基づき、憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官の解任候補者を共和国議会に提示する。
- (3)司法委員会の提案により、地方裁判所の裁判官を任命する。
- (4)本憲法及び憲法関連法令の定めにより、裁判官会議の提案により、地方裁判所の裁判官 を解任する。
- (5)裁判官評議会の提案に基づき、また共和国議会の同意を得て、5年の任期で憲法裁判所 及び最高裁判所の裁判官の中から憲法裁判所及び最高裁判所の長官を任命する;憲法及 び憲法関連法令に定める場合において、憲法裁判所及び最高裁判所の長官を解任する。
- (6)憲法裁判所及び最高裁判所の長官の提案に基づき、5年の任期で憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官の中から憲法裁判所及び最高裁判所の副長官を任命する。

# 第5項 大統領は、

- (1)共和国議会の同意を得て検事総長を任命し、法令の定めにより、共和国議会議員総数の 過半数以上の同意を得て検事総長を解任し、検事総長の提案によりその代理を任命・解 任する。
- (2)国立銀行の頭取候補者を共和国議会に提案し、国立銀行の頭取の提案により、国立銀行の副頭取および取締役会の成員を任命し、法律の定めによりこれらをその地位から解任する。
- (3) 共和国議会に、中央選挙・国民投票実施委員会の委員の半分の候補者の選出及び解任のための候補者を提示する。
- (4) 共和国議会に、会計検査院の成員の3分の1の候補者の選出と解任のための候補者を提示する。
- (5) 共和国議会が選出した会計検査院の成員の中から会計検査院の委員長を任命し、法律の 定めにより解任する。

### 第6項 大統領は、

- (1)国内および海外においてキルギス共和国を代表する。
- (2)国際条約の交渉及び署名を行い、これらの権限を他の官吏に委任する権利を有する。
- (3) 国際条約に係る批准および加盟の文書に署名を行う。
- (4)キルギス共和国の外交使節団長および国際機関の常任代表を任命・罷免し、外国の外交

使節団長の信任状・罷免状を受理する。

- 第7項 大統領は、キルギス共和国の市民権取得及び放棄の問題を決定する。
- 第8項 大統領は、キルギス共和国軍の最高司令官であり、キルギス共和国軍の最高司令部の決定・任命・解任を行う。

# 第9項 大統領は、

- (1)憲法関連法令に定められた場合には、緊急事態を導入する可能性を通告し、必要に応じて 事前の告知なしに特定の地域に導入し、直ちに共和国議会に通知する。
- (2)総動員及び部分的動員を宣言し、キルギス共和国への侵略または即時の侵略の脅威が生じた場合には戦争状態を宣言し、直ちにこの問題を共和国議会に提出して検討を求める。
- (3)国の保護と国民の安全のために戒厳令を宣言し、直ちにこの問題を共和国議会に提出して検討を求める。

### 第10項 大統領は、

- (1)キルギス共和国勲章、国家賞を授与し、キルギス共和国名誉称号を授与する。
- (2) 最上軍人階級、外交階級、その他特別階級を割り当てる。
- (3) 恩赦を与える。
- 第11項 大統領は、この憲法及びキルギス共和国の法律に定めるその他の権限を行使する。

#### 第71条

大統領は、キルギス共和国の全領土を拘束する政令および命令を採択することにより、その権限を行使するものとする。

#### 第72条

- 第1項 大統領の権限は、本人の届による辞任、本憲法に定める方法による免職、また病気もしく は死亡のため権限を行使できなくなった場合に、早期に終了させることができる。
- 第2項 大統領が病気のため職務を遂行することができない場合、共和国議会は、設置した国家医学委員会の結論に基づき、議員総数の3分の2以上の賛成により、議長の早期解任の決定を採択する。

#### 第73条

- 第1項 大統領が罷免された後、刑事責任を問われることがある。
- 第2項 大統領を以下の理由で罷免することができる。
  - 憲法及び法律違反。
  - ・共和国議会、司法権機関の活動に対する不法な干渉。
- 第3項 共和国議会による大統領罷免のための告発の決定は、同議会の総議員数の半数以上の 発議により、同議会が結成した特別委員会の結論を以てのみ、総議員数の3分の2をもっ て採択され、検察庁及び憲法裁判所に付される。
- 第4項 大統領は、大統領の行動に犯罪の要素があるとする検事総長の結論及び告発手続きが遵守されている旨の憲法裁判所の結論によって確認された共和国議会による公訴に基づい

て、大統領を罷免することができる。

第5項 大統領の罷免に関する共和国議会の決定は、大統領に対する告発後3ヶ月以内に、同議会の総議員数の3分の2以上をもって採択されなければならない。この期間内に同議会の決定が採択されない場合、告発は棄却されたものとみなされる。

#### 第74条

- 第1項 大統領が、この憲法に定める理由により、その権限を期限前に終了させる場合、その権限 は新大統領が選出されるまでの間、共和国議会議長が行使する。
- 第2項 共和国議会議長が大統領職務を遂行不可能な場合、大統領権限は、内閣長官が行使する。
- 第3項 上記の者が大統領の権限を行使することができない場合、大統領の権限の行使は憲法法 の定めによる。

# 第75条

- 第1項 本憲法に定める手続により罷免された者を除き、すべての元大統領は、キルギス共和国の 元大統領の称号を有する。
- 第2項 元大統領の地位は法律で定める。

# <第2節 キルギス共和国立法権>

#### 第76条

- 第1項 共和国議会は最高の代表機関であり、その権限の範囲内で立法権及び監督機能を行使する。
- 第2項 共和国議会は、5年の任期で選出された90名の議員から構成される。
  - 共和国議会議員には、選挙権を有し選挙当日に25歳に達するキルギス共和国国籍者が 選出され得る。
  - 共和国議会議員の選出手続きは憲法関連法令により規定される。
- 第3項 共和国議会議員は憲法法に定める方法及び場合において、罷免されることがある。
- 第4項 共和国議会議員は、議会内会派及び議員連盟に合流することができる。

#### 第77条

- 第1項 共和国議会は、選挙結果確定後15日以内に初回会合を召集する。
- 第2項 共和国議会初回会合は最年長の共和国議会議員が開会する。
- 第3項 共和国議会初回会合の開催日を以て前召集共和国議会議員の権限は終了する。
- 第4項 新たに選出された共和国議会議員の権限は議員が宣誓を行った日から開始される。

### 第78条

第1項 共和国議会議員は、議員としての活動或いは共和国議会における投票の結果に関係する

発言について提訴されない。特に現行犯で捕まった場合を除き、議員の刑事責任の追及は、 共和国議会議員総数の過半数の賛成がある場合にのみ行われる。

第2項 共和国議会議員は議員活動と他の政府役職或いは地方自治体の役職を兼任することはできない。同人は企業活動を行ってはならず、商業組織の運営機関または監督機関の構成員となってはならない。

共和国議会議員は、学術、教育、その他の創作活動を行うことができる。

### 第79条

第1項 共和国議会議員の権限は共和国議会の当該召集の活動の終了と同時に停止する。

- 第2項 共和国議会議員の権限は次の場合に任期前に停止する。
  - (1)議員権限の解除に係る書面による表明が提出された場合
  - (2)国籍の放棄或いは他の国籍の取得があった場合
  - (3)議員権限撤回の場合
  - (4)議員権限の遂行と両立しない職務への転職或いは職務の継続があった場合
  - (5)選挙が無効であると判定された場合
  - (6) キルギス共和国の国外に定住した場合
  - (7)裁判所により議員に責任能力がないと判定された場合
  - (8)議員に関する有罪判決が法的効力を発した場合
  - (9) 同一会期中に10労働日以上相応の理由なく共和国議会会合を欠席した場合
  - (10)裁判所決定により議員の行方不明或いは死亡に係る宣告が法的効力を発した場合
  - (11)議員が死亡した場合
- 第3項 上記理由による任期途中での共和国議会議員の権限の停止は、中央選挙・国民投票実施委員会の決定により実施される。右決定は事由発生日から30日以内になされる。

### 第80条

- 第1項 共和国議会は、
  - (1)本憲法の定めるところにより本憲法への改正及び追加を行う。
  - (2)法律を可決する。
  - (3) 法律の公式解釈を行う。
  - (4) 法律の定める手続きに従って国際条約を批准し、その廃棄通告を行う。
  - (5) キルギス共和国の国境変更に係る問題につき決定する。
  - (6) 内閣長官、内閣副長官、閣僚の任命を認証する。
  - (7)共和国予算を承認する。
  - (8) 共和国予算の執行について、内閣の年次報告を聞く。
  - (9)キルギス共和国の行政管理領域の構成に係る問題につき決定する。
  - (10)恩赦に係る法令を発布する。

### 第2項 共和国議会は、

(1)大統領選挙の実施を決定する。

- (2)本憲法に定める方法により国民投票の実施の発議について大統領に提案する。 第3項 共和国議会は、
  - (1)司法委員会の提案に基づき、大統領の提示によって共和国議会の総数の過半数以上により最高裁判所裁判官および憲法裁判所裁判官を選出し、憲法及び憲法法の定める場合にこれを解任する。
  - (2)共和国議会の総数の過半数以上により、憲法裁判所および最高裁判所の成員の中から大統領によって提案された裁判所長官候補に対し、5年の任期で同意が与えられる。
  - (3)大統領の提案および司法委員会の提案に基づき、憲法法の定める場合に憲法裁判所裁判官および最高裁判所裁判官の解任に対する同意を付与する。
  - (4) 法律の定める手続きに従って司法委員会の構成員を承認する。
  - (5)大統領の提案に基づいて国立銀行総裁を選出し、法律の定める場合にこれを解任する。
  - (6)中央選挙・国民投票実施委員会の委員を選出する。委員構成の2分の1は大統領、2分の 1は議会の自発性によって提案する。法律の定める場合に委員を解任する。
  - (7)会計検査院の構成員を選出する。構成員の3分の1は大統領、3分の2は議会の自発性によって提案する。法律の定める場合に構成員を解任する。
  - (8) オンブズマンを選出し、法律の定める場合にこれを解任する。オンブズマンの刑事責任の追及に対する同意を付与する。
  - (9)オンブズマンの提案に基づいてオンブズマン代理を選出し、法律の定める場合に解任する。 オンブズマン代理の刑事責任の追求に対する同意を付与する。
  - (10)大統領の提案に基づいて、共和国議会議員総数の過半数の同意を得て検事総長の任命、刑事責任の追及、解任に同意する。
  - (11)法律の定める場合に、共和国議会議員総数の3分の1の発議により、かつ共和国議会議員総数の3分の2以上の同意を得て、検事総長の解任を承認する。

#### 第4項 共和国議会は、

- (1)憲法的法律が定める場合及び手続きにしたがい非常事態令を導入する。右問題に関する大統領令を承認或いは拒否する。
- (2)戦争及び平和に関する問題、戒厳令の導入、戦時状態の宣言について決定する。右問題に係る大統領令を承認或いは拒否する。
- (3) 平和及び安全保障の擁護に係る国家間条約の義務の履行に必要な場合におけるキルギス共和国軍使用の是非の問題につき決定する。
- (4)キルギス共和国の軍人の称号、外交官の称号、その他の特別称号を制定する。
- (5)キルギス共和国の国家勲章、国家賞及び名誉称号を制定する。

# 第5項 共和国議会は、

- (1)大統領の年次教書演説・情報や、外国及び国際機関の代表の演説を受ける。
- (2)オンブズマン及び中央選挙・国民投票実施委員会会長の年次報告を受ける。
- (3)検事総長、国立銀行総裁、会計検査院長官の年次報告を受ける。
- 第6項 共和国議会は、本憲法が定める手続きに従って、大統領に対する弾劾を提議する。大統領 職の剥奪について決定する。

第7項 共和国議会は本憲法及びキルギス共和国の法令が定める他の権限を行使する。

### 第81条

第1項 共和国議会は、議員の中から共和国議会議長及び同副議長を選出する。

第2項 共和国議会議長は、

- (1)共和国議会会合を開催する。
- (2)共和国議会会合の審議に付する議題の準備への全体的指導を行う。
- (3)共和国議会によって採択された法令に署名する。
- (4) キルギス共和国の内外において共和国議会を代表し、共和国議会と大統領、人民クルルタイ、国家行政機関、司法機関、地方自治機関との相互関係を保障する。
- (5)共和国議会事務局の活動に対する総合的指導及び監督を行う。
- (6)共和国議会規則により委ねられている共和国議会の活動の組織に関するその他の権限を 行使する。
- 第3項 共和国議会議長は秘密投票により議員総数の過半数の賛成を以って選出される。 共和国議会議長は共和国議会に毎年度報告する。 共和国議会議長は、共和国議会議員総数の多数決によって可決された共和国議会の決定 によって解任され得る。

### 第82条

- 第1項 共和国議会は議員より成る委員会及び臨時委員会を形成し、その人員構成を定める。
- 第2項 共和国議会の委員会は、共和国議会の権限に付された問題の準備及び予備的審議を行い、共和国議会が可決した法律及び決定の実施を監督する。
- 第3項 法律及び共和国議会の規範的決定は、共和国議会の然るべき委員会がその法案の予備的審議を行った後で可決される。
- 第4項 共和国議会の権限に付された国家機関の長官の任命及び解任に係る同意の付与は、共和国議会の関係委員会の結論を得て共和国議会会合で行われる。

#### 第83条

- 第1項 共和国議会の会期は会合の形式で行われ、9月の最初の労働日から翌年6月の最終労働日まで開催される。
- 第2項 共和国議会会合は、議題の性質が閉鎖会合の実施を要しない場合、公開で行われる。
- 第3項 共和国議会緊急会期は、大統領、議長或いは共和国議会議員の3分の1以上の主導により召集される。
- 第4項 共和国議会会合は共和国議会議員総数の過半数の出席を以て成立する。
- 第5項 共和国議会の決定は会合において議員の個人投票によって可決される。

### 第84条

第1項 共和国議会は自主解散に係る決定を行うことができる。

自主解散に関する決定は、共和国議員総数の3分の1の主導で共和国議会議員総数の3 分の2以上の賛成により可決される。

第2項 大統領は共和国議会の解散の日から起算して5日以内に期限前選挙の実施を決定する。

## 第85条

立法発議権は、以下がこれを有する。

- 第1項 有権者1万人(国民発議)
- 第2項 大統領
- 第3項 共和国議会議員
- 第4項 内閣長官
- 第5項 最高裁判所(管轄事項に関するもの)
- 第6項 人民クルルタイ
- 第7項 検事総長(管轄事項に関するもの)

### 第86条

- 第1項 法案は共和国議会に提出される。
- 第2項 大統領及び内閣長官により緊急性を認定された法案は、共和国議会により緊急に審議される。
- 第3項 国家予算からの支出の増大を想定する法案は、内閣によりその財源が確定された後に共和国議会により可決される。
- 第4項 法律は共和国議会により3回の読会を経て可決される。 法律及び共和国議会の決定は、本憲法において別途規定されている場合を除き、議員総 数の過半数の賛成によって可決される。
- 第5項 憲法的法律、国境の変更に係る法律は、共和国議会の3回以上の読会を経て、共和国議会議員総数の3分の2以上の賛成を以って可決される。

#### 第87条

- 第1項 共和国議会によって可決された法律は、14日以内に大統領の署名に付される。
- 第2項 大統領は法律を受領した日から1ヶ月以内に、同法律に署名するか、或いは自己の反論を付して再審議のため共和国議会に差し戻す。
- 第3項 法律の再審議において、以前に採択された改正案が共和国議会議員総数の3分の2以上 の同意で承認された場合、右法律は、大統領の署名に付されてから14日以内に大統領に よって署名されなければならない。

#### 第88条

法律は、法律それ自体または当該法律の施行法に別の規定がある場合を除き、公的出版機関による公式発表の10日後に発効する。

### <第3節 キルギス共和国行政権>

# 第89条

- 第1項 キルギス共和国における行政権は大統領がこれを執行する。
- 第2項 政府機構及び構成は大統領によって決定される。 内閣長官は大統領府長官である。
- 第3項 大統領は憲法法に基づいて行政権の活動を指導し、内閣及び内閣の下に置かれる機関に 指示を与え、本人の指示の実行を監督し、内閣と内閣の下に置かれる機関の行為を廃止し、 憲法法律に基づいて閣僚を一時的に解任する。
- 第4項 大統領は政府の会議を主宰する。
- 第5項 大統領は内閣及び行政府の活動の結果に対して個人的な責任を持つ。
- 第6項 議会が国家予算の執行に関する報告書が不適正であると判断した場合、閣僚の責任は大統領が検討する。

### 第90条

第1項 内閣は長官、副長官、他の閣僚から構成される。 内閣長官は議会の合意の下、大統領によって任命される。

第2項 内閣長官は、憲法・憲法法・大統領令に基づいて内閣の活動を組織する。 内閣長官は、大統領に対して内閣の活動に責任を負う。

#### 第91条

第1項 内閣は、

- (1) 憲法及び法律を執行する。
- (2)政府の国内政策及び対外政策の主な方向性を実施する。
- (3)法律、国民の権利及び自由、社会秩序の保護、犯罪対策の保障に係る措置を講ずる。
- (4)国家の主権及び領土一体性の保全、憲法秩序の擁護に関する措置、並びに、国防能力、 国家安全保障、法秩序の強化に係る措置を実施する。
- (5)財政、物価、公共料金、投資、税に係る諸政策を実行する。
- (6) 共和国予算を編成し、その執行を確保する。
- (7) あらゆる財産の発展のための平等な条件の確保、その保護、並びに、国有財産の運用に係る措置を実施する。
- (8)社会・経済及び文化の領域における共通政策を実施する。
- (9)経済・社会・科学技術・文化に関する全国家的開発計画を策定し、これを実施する。
- (10)対外経済活動の実施を確保する。
- (11)市民社会との効果的相互協力を確保する。
- (12)憲法及び法律の執行に係るその他の権限を執行する。
- 第2項 内閣の組織及び活動規則は憲法的法律によって規定される。

#### 第92条

- 第1項 大統領は自らの発意により現内閣構成員、又は閣僚の一部を解任する権利を有する。
- 第2項 閣僚は辞表を提出する権利を有する。辞任は大統領に受理される又は受理されないことがある。

内閣長官の辞任は、内閣全体の総辞職を伴わない。

- 第3項 新内閣構成員の任命まで、現内閣構成員は自らの任務遂行を継続する。
- 第4項 選出された大統領の就任に際し、内閣総辞職がこれに伴う。

### 第93条

- 第1項 行政単位における行政権は、当該地方の国家行政府が行使する。
- 第2項 地方行政府の組織及び活動は法律によって規定する。
- 第3項 地方行政府は憲法、法律、大統領及び内閣の法令に基づき行動する。
- 第4項 地方行政府がその権限の範囲内で採択した決定の執行は、当該行政区域において義務的 なものとなる。

### <第4節 キルギス共和国司法権>

### 第94条

- 第1項 キルギス共和国における裁判は、裁判所によってのみ実施される。
  - 法律により規定される場合及び手続きにおいて、国民は裁判の実施に参加する権利を有する。
- 第2項 司法権力は憲法、民法、刑事法、行政法及びその他の法律で定められた形態の訴訟手続によって実行される。
- 第3項 キルギス共和国の裁判制度は憲法及び法律によって規定され、憲法裁判所、最高裁判所 及び地方裁判所から構成される。

法律により特別裁判所を設置することができる。

緊急法廷の設置は許されない。

第4項 裁判所の組織及び活動の手順は、憲法法により規定される。

#### 第95条

- 第1項 裁判官は独立であり、憲法及び法律のみに従属する。
- 第2項 裁判官は不可侵権を有し、現行犯の場合を除き、拘束、逮捕、捜査または個人的検査を受けない。
- 第3項 何人も個別の事件について裁判官にその報告を要求する権利を有しない。 裁判の実施に係る活動へのあらゆる干渉は禁止される。裁判への影響行使の罪を犯したも のは法律が規定する責任を負う。
- 第4項 裁判官は、その地位に応じ、その独立性のための社会的、経済的及びその他の保障を受

ける。

第5項 憲法裁判所の裁判官は、高等法学教育及び15年以上の法曹活動歴を有する40歳以上7 0歳以下のキルギス共和国国民とする。

最高裁判所の裁判官は、高等法学教育及び15年以上の法曹活動歴を有し、その中で少なくとも5年間の裁判官としての実務経験を有する40歳以上70歳以下のキルギス共和国国民とする。

- 第6項 憲法裁判所と最高裁判所の裁判官は、制限年齢までを任期として選出される。
- 第7項 大統領は裁判官評議会の提案を基に、共和国議会の同意を得て、5年の任期で憲法裁判所と最高裁判所の裁判官の中から憲法裁判所及び最高裁判所の長官を任命する。 大統領は憲法裁判所長官及び最高裁判所長官の提案を基に、5年の任期で憲法裁判所及び最高裁判所の副長官を任命する。
- 第8項 地方裁判所の裁判官は、高等法学教育及び5年以上の法曹活動歴を有する30歳以上6 5歳以下のキルギス共和国国民とする。地方裁判所の裁判官は司法評議会の候補者提示 により、当初5年の任期で、その後制限年齢までを任期として大統領によって任命される。 地方裁判所裁判官の候補者提示及び任免に係る手続きは、憲法法により規定する。 最高裁判所長官は地方裁判所の裁判官の中から地方裁判所の所長及びその副所長を5 年の任期で選出する。
- 第9項 キルギス共和国の裁判官の地位は、憲法法により規定され、同法律は、憲法裁判所、最高 裁判所及び地方裁判所の裁判官の候補に対する追加的要件を規定することができる。

### 第96条

- 第1項 全ての裁判所の裁判官は、その行為に問題がない限り、裁判官の地位と権限を保持する。 裁判官の無過誤の要件に対する違反は、憲法法の規定する手続きにおいて責任を追及す る根拠となり得る。
- 第2項 地方裁判所の裁判官が、その完全性の要件を侵した場合、憲法法に従って裁判官評議会 の提議により解任される。

指摘された根拠により、憲法裁判所及び最高裁判所の裁判官は、大統領が提出し、共和国 議会議員定数の3分の2以上の賛成が得られた場合、憲法に規定されている場合を除き、 任期前に解任され得る。

地方裁判所の裁判官職からの憲法に規定されている場合の解任は大統領が裁判官評議会の提議に基づいて行う。

完全性の要件を侵して裁判官職より解任された者は、その後裁判官及び法執行機関の職に就く権利を有さず、裁判官のために認められた特権を享受する権利を剥奪される。

- 第3項 裁判官の権限は、裁判官として選出及び任命した機関により、法律に基づき解任の以下の事由が発生した日から停止される。
  - 裁判官の死亡の場合、
  - ・年齢制限に達した場合、
  - 自発的な退職または別の仕事への転職の場合、

- ・死亡または行方不明と発表された場合、
- ・責任能力がないと認められた場合、
- ・国籍離脱または外国籍取得の場合、
- 完全性の要件に違反しないその他の場合。
- 第4項 一時的な罷免,裁判で課せられた裁判官への刑事その他の責任追及は、憲法法に規定される手続に従い,裁判官評議会の同意によって許容される。
- 第5項 地方裁判所裁判官候補の選定は、憲法法に規定されている手続に従い、司法評議会によって実施される。
- 第6項 地方裁判所裁判官の配置転換は、憲法法に規定されている手続に従い、最高裁判所長官 の提案に基づいて大統領が実施する。
- 第7項 司法評議会は、その構成の少なくとも3分の2を占める裁判官から成り立ち、3分の1は大統領、共和国議会、人民クルルタイおよび法曹界の代表者から構成される。
- 第8項 司法評議会の組織、活動、権限、手続きは憲法法により規定する。

# 第97条

- 第1項 憲法裁判所は、憲法秩序の基盤、基本的な人権、自由及び公民権を擁護し、憲法の優位性と直接効果を確保するために、憲法手続を通じて憲法的管理を施行する司法権の最高機関である。
- 第2項 憲法裁判所は、
  - (1)憲法の公式な解釈を提供する。
  - (2) キルギス共和国の法律、その他の規範法令が憲法に抵触しているか否かに関して認定をする。
  - (3)キルギス共和国が加盟する未発効の国際条約の合憲性に関する決定を下す。
  - (4) 国家権力の組織間の権能に関する争いを解決する。
  - (5)本憲法の改正及び追加に関する法案について決定を下す。
  - (6) 大統領を起訴するための確立された手続きの遵守について決定を下す。
- 第3項 何人も、法律及びその他法規則によって憲法が保障する自由及び権利が侵害されていると 考える場合、当該法律の合憲性を争うことができる。
- 第4項 憲法裁判所の判決は最終的なものであり、上告されない。
- 第5項 憲法裁判所による法律またはその規定の違憲判定は、キルギス共和国領土におけるその 効力を取り消し、また、裁判判決を除いて、違憲と認められた法令に基づくその他の規範・ 法令の効力を取り消す。
  - 付則又はその規定の憲法裁判所による違憲判定は、キルギス共和国領土におけるその効力を取り消す。
- 第6項 違憲判定を受けた法律に基づく裁判判決は、権利及び自由の制限を受けた国民からの申し立てに基づき、個別具体的に裁判所によって再審議される。
- 第7項 憲法裁判所の構成と設立手続き、憲法訴訟手続きは、憲法法によって規定される。

# 第98条

- 第1項 キルギス共和国最高裁判所は、司法権力の最高機関である。
- 第2項 最高裁判所は民事、刑事、経済及び行政に係る判決を法律によって規定される手続きに従い訴訟当事者の要請に基づき再審議を行う。
- 第3項 最高裁判所大法廷は、キルギス共和国のすべての裁判所と裁判官に必須となっている裁判上の慣例に関する問題の解釈を行う。
- 第4項 最高裁判所の判決は最終的なものであり、上告されない。

# 第99条

- 第1項 国家は、裁判所及び裁判官の活動のための予算及び然るべき条件を保障する。 裁判所の予算は共和国予算により賄われ、完全かつ独立した裁判の実施を保障しなけれ ばならない。
- 第2項 裁判所予算は司法権により自主的に策定され、共和国予算に組み込まれる。

### 第100条

- 第1項 全ての裁判所において裁判は公開される。非公開審理は、法律により規定された場合にの み行われる。裁判所の決定は公表される。
- 第2項 法律により規定された場合を除き、事件の欠席裁判は許されない。
- 第3項 訴訟手続きは、当事者双方の競争性と平等に基づき実施される。
- 第4項 裁判判決の破棄、改正または停止は、法律により規定された手続きにより裁判所によって 行われる。
- 第5項 裁判手続きの参加者の手続き的権利及び裁判判決によって権利や利益に影響を受けた者は、裁判所の諸決定、判決及び他の裁判決定について上告する権利、並びにそのための手続きを含め、法律によりこれを規定する。

#### 第101条

- 第1項 法的に発効したキルギス共和国の裁判所決定は、全ての国家機関、地方自治機関、法人、 社会団体、公務員及び私人に対して義務的であり、共和国全土における執行の対象となる。
- 第2項 裁判所は裁判判決や採択した私的決議の執行を監督する。
- 第3項 裁判決定の未執行、不適正な執行並びに執行の妨害は、法律によって規定される責任追及の対象となる。

#### 第102条

- 第1項 裁判所は、キルギス共和国憲法に抵触する規範法令を適用する権利を有さない。
- 第2項 いかなる審級における事件の審理の際にも、事件の解決を左右する法律又はその他の法令について、その合憲性の問題が発生した場合、裁判所は、憲法裁判所に質問状を送付する。

# 第103条

第1項 裁判所の内部の活動に関する問題の解決は、裁判所の自治に基づき行う。

第2項 キルギス共和国における裁判所の自治を担う機関は、裁判官大会、裁判官評議会及び裁判官会議である。

裁判官大会は、司法自治機関の最高機関である。

裁判官評議会は、司法自治における選抜機関であり、裁判官大会の会期と会期の間に活動し、裁判官の法的な利益及び権利を擁護し、裁判官を懲戒処分に付すことに関する問題を検討し、裁判所の予算の形成及び執行を監督し、裁判官の教育及び資質向上を組織する。

裁判官会議は、司法自治の末端機関である。

第3項 裁判所自治機関の組織及び活動は、法律により規定される。

### 第104条

法律により規定される場合、並びに、訴訟の参加者が裁判の実施のために十分な資金を持たないとの証拠を提出する場合、裁判は無料で実施される。

### <第5節 特別の地位を有するキルギス共和国国家権力機関>

### 第105条

法令及びその他法令の適正かつ平等な執行に対する監督は、キルギス共和国検察庁によって執行される。

検察庁関係機関は、刑事訴追の実施、司法調査への参加、刑法上の決定執行に対する監督、 その他憲法法で定められた権限の行使を執行する。

### 第106条

国立銀行は、キルギス共和国の銀行制度の監督、キルギス共和国における金融政策の決定・実施、通貨政策の策定・実施を行うとともに、有価証券を発行する排他的権限を有し、また、様々な形態及び原則による銀行融資を実行する。

#### 第107条

中央選挙・国民投票実施委員会は、キルギス共和国における選挙及び国民投票を準備し、これを実施する。

#### 第108条

会計検査院は、共和国予算及び地方予算の執行、予算外の資産、国有財産及び地方自治機関の財産の運用に対する会計検査を実行する。

# 第109条

キルギス共和国における人権及び国民の自由と権利の遵守に対する議会による監督は、オンブズマンが実施する。

## 第110条

本章で規定する国家機関の組織及び活動手続き並びに独立性の保障は憲法関連法令により規 定する。

# 第4章 地方自治

### 第111条

- 第1項 地方自治制度は、地方共同体が、地方的意義を有する諸問題を自己の利益に資すべくか つ自己の責任において決定するために憲法によって保障された権利であり、また右を実質 的に可能とするものである。
- 第2項 キルギス共和国において、地方自治は、然るべき行政・地方区画内の領域において地域共同体により遂行される。
- 第3項 地方自治は、住民の地域共同体によって直接、或いは地方自治機関を通じて実施される。
- 第4項 地方自治の財源は、然るべき地方予算並びに共和国予算により保障される。
- 第5項 国家は、地方予算の策定及び執行において、地方自治体の独立性を保証する。 地方予算の策定及び執行は、透明性の原則、公共の参加を得て、地域共同体に対する地 方自治機関の説明責任を遵守して実施される。

### 第112条

- 第1項 地方自治機関のシステムは、地方自治代表機関及び地方自治行政機関から構成される。
- 第2項 地方自治行政機関及びその高官は、その活動について地方自治代表機関に対して説明責任を負う。

#### 第113条

- 第1項 地方議員は、当該行政地域内において居住している国民によって、法律の規定する手続き における平等な可能性の遵守の下で、選出される。
- 第2項 地方自治行政機関の活動権限及び組織は、法律により規定された手続きによって定められる。
- 第3項 地方議員は法律に従って以下を行う。
  - (1)地方予算を承認し、その執行を管理する。
  - (2)地域共同体の社会・経済的発展及び住民の社会的保護に関するプログラムを承認する。
  - (3)地方に関するその他の問題につき決定する。

### 第114条

- 第1項 国家機関は、法律によって規定される場合を除き、地方自治体の権限に干渉する権利を有さない。
- 第2項 国の権限は、その実施に必要な物質的、財政的およびその他の資源の移転に応じて、地方自治団体に委譲することができる。国家権限は、法律およびその他の規範的な法的行為に基づき、地方自治団体に委譲することができる。地方自治団体は、委譲された権限に関して、国の機関に対して説明責任を負う。
- 第3項 地方自治団体は、法律の施行について国家及びその機関に対して、また自らの業務の成果については地域社会に対して責任を負うものとする。
- 第4項 国家機関の決定によって発生した地方予算の追加費用の回収、地方自治機関に対する司法的保護は保障される。

### 第115条

- 第1項 キルギス共和国において国民は、部族長(アクサカル)による法廷を設立する権利を有する。
- 第2項 部族長法廷は、法定の権限に従って当事者の和解を達成し、法律に矛盾しない公正な判決を下すため、事件を審理するものとする。
- 第3項 部族長法廷の判決に対し、キルギス共和国の法律で定められた手順により上訴することができる。
- 第4項 部族長法廷の活動は地方予算から支出される。
- 第5項 部族長法廷の設立、その権限及び活動に関する規則は法律により定める。

# 第5章 憲法採択・改正及び追加規定

#### 第116条

- 第1項 憲法は有権者30万人以上の有権者、もしくは大統領、もしくは共和国議員総数の3分の2 によるイニシアティブに基づき、大統領が公示する国民投票によって採択され得る。
- 第2項 憲法の第1章、第2章、第5章の項目への改正及び追加は30万人以上の有権者、もしくは 大統領、もしくは共和国議員総数の3分の2の提案に基づき、大統領が公示する国民投票 によって採択され得る。
- 第3項 共和国議会は、憲法の第3章、第4章への改正及び追加を、大統領もしくは共和国議会議 員総数の3分の2以上のイニシアティブに基づき採択する。
  - 共和国議会は、憲法の改正及び追加に係る法律が議会の審議に付された日から6ヶ月内に同法律を採択する。
  - 憲法改正に係る法律は、それぞれ2ヶ月間の間隔を設けて3回以上の読会を経た後、共和国議員定数の3分の2以上の過半数により採択される。
- 第4項 憲法裁判所は憲法の改正及び追加に係る決議を出すこととする。
- 第5項 非常事態令及び戒厳令の発令中の憲法採択、改正及び追加は禁止される。
- 第6項 憲法の採択、改正及び追加に関する法律はキルギス共和国大統領により署名される。

第7項 憲法の改正及び追加は、新版の憲法の採択について規定することができる。

キルギス共和国大統領

S.N. ジャパロフ